

第6章 我が国の常習飲酒運転者対策を取り巻く課題と方向性

第1節 常習飲酒運転者対策で求められる目標

昭和40年代の「交通戦争」以降、我が国において、交通安全対策に不断の努力が続けられてきており、その結果、交通事故死者数は、ピーク時の3分の1以下にまで減少するとともに、増加傾向が続いていた交通事故件数についても、近年は減少傾向で推移している。

しかしながら、平成21年には、道路交通事故により年間4,914人と、依然として多数の尊い命が失われており、道路交通の更なる安全性の向上が求められている。

とりわけ、道路交通の安全を脅かす危険な運転に関しては、根絶に向けた取組みが求められ、これまで飲酒運転対策、最高速度違反などへの対策に取り組んできている。飲酒運転については、犯罪とわかっていながら、その危険性を軽視して運転を行うその悪質性から、重大な事故が生じるたびに世間の注目を浴びてきた。政府としても、飲酒運転に対しては累次の厳罰化をもって取り組んできており、飲酒運転による事故件数と飲酒死亡事故件数はいずれも大きく減少してきたところである。

それにもかかわらず、飲酒運転は後を絶たない現状があり、常習的な飲酒運転が根絶されない背景に、常習飲酒者、多量飲酒者の存在、さらには、自らの飲酒行動をコントロールできなくなるアルコール依存症の問題が指摘されており、そうした観点からの対策の必要性が高まってきたところである。

今般、そのような常習飲酒運転者対策において求められるのは、アルコールに関連する問題を認識した上での取組みであり、その結果として、アルコール関連問題を抱える者及びその周囲の者すべてが、アルコールに関する正しい知識をもち、飲酒と運転の分離を行うことができるような社会を作り上げることである。これらの対策の結果として、常習飲酒運転の根絶をはかり、飲酒運転の根絶を達成することが求められる目標であるといえる。

第2節 目標を踏まえた常習飲酒運転者対策の対象

本調査においては、「第1章第3節(2)飲酒運転を行うリスク」において、常習飲酒運転者対策として飲酒に関する問題を有する者を対象として、対策を検討するとしたところであり、飲酒に関する問題の程度、飲酒運転経験、検挙の有無の関係を整理すると図6.1のとおりとなる。

これまで述べてきたように、従来、飲酒者全体に対して、飲酒運転の危険性についての啓発が行われるとともに、アルコール依存症者に対しては、医療的見地を踏まえた数々の対策が講じられてきた。今後は、飲酒運転と飲酒に関する問題に深い関係が認められることを踏まえ、第1節で示した目標の達成に向けた取り組みとして、飲酒に関する問題を有する者を減少させることにより、常習飲酒運転者の減少を図るべきであると考えられる。

本調査においては、アルコールに関する問題を有する者について、アルコール依存症及びハイリスク飲酒者に分類するとともに、アルコールに関する問題を有していない者についても、ローリスク飲酒者として、対策の検討を行う。

具体的には、常習飲酒運転者である者の数が多いと考えられる順に

- 1 常習飲酒運転者であるハイリスク飲酒者
- 2 常習飲酒運転者であるアルコール依存症者
- 3 常習飲酒運転者であるローリスク飲酒者及び常習的に飲酒運転を繰り返しているとはいえないものの一定の回数飲酒運転を行っている者
- 4 飲酒運転を抑止するために協力が必要な者としてのその他の周辺の者を対象として、施策を整理した。なお、図6.1の番号は、これらの番号を示したものである。

		現に飲酒運転を行っている者				現に飲酒運転 をおこなって いない者(飲酒運 転の経験がな い者を含む。)
		常習飲酒運転者				
		検挙された者	検挙されてい ない者	検挙された者	検挙されてい ない者	
断酒が 必要な群	アルコール依存症者	2	2	3	3	4
	ハイリスク飲酒者	1	1	3	3	4
一般	ローリスク飲酒者	3	3	3	3	4
	非飲酒者	—	—	—	—	4

黄色部分は行政による統計がある。

図 6.1 施策対象の整理

第 3 節 常習飲酒運転者の実態

アルコール依存症者やハイリスク飲酒者等の問題のある飲酒行動をとる者のうち、どの程度の割合の者が常習的に飲酒運転を繰り返しているのかは明確ではない。また、それ以外のローリスク飲酒者においても、どの程度の者が常習的に飲酒運転を行っているのかは明確ではない。そのため、現時点において、暗数を含め、常習飲酒運転者の実態に係る推計を行うことは困難である。

しかしながら、各種調査により、アルコール依存症者と飲酒運転の関係、ハイリスク飲酒者と飲酒運転及びローリスク飲酒者であっても多量飲酒を行う者と飲酒運転との間に相関があることから、常習的に飲酒運転を行っている者は、アルコール関連問題と密接な関係を有する可能性を示すものといえる。また、飲酒運転経験者においては、複数回の飲酒運転を行っていることを示す調査があることなどから、これらのハイリスク飲酒者のうち、一定の割合で飲酒運転が繰り返されていることが考えられる。

そのため、平成 21 年における飲酒運転検挙数は 41,801 件であるが、少なくともこれを超える飲酒運転が継続されているといえる。

また、平成 16 年に関西アルコール関連問題学会が実施した調査では、平成 14 年の道路交通法改正前後において、アルコール依存症者の飲酒運転経験者(75%)のうち、うちの 2 割(アルコール依存症者の 15%)が、改正後も飲酒運転を継続したとされている。

また、飲酒量が多い者の中では、41%の者が年に 1 回以上の飲酒運転を行っているとの結果であった。

この結果、相当程度の者が年に 1 回以上の飲酒運転を行っているおそれがある。

第4節 プリーフインターベンション及びアルコール・インターロック装置の活用方策について

(1) プリーフインターベンションについて

プリーフインターベンションについて、効果の継続期間に個人差はあるものの、長い者では1年以上、ハイリスク飲酒者の飲酒日数、飲酒量、多量飲酒回数を減少させる効果が期待できることが明らかとなった。また、参加者の大部分が飲酒日数、飲酒量、多量飲酒回数を減少させたことに加え、プリーフインターベンションに要した時間や使用した教材についての受容性は高く、多くの方に受け入れられやすい手法であると考えられる。

プリーフインターベンションは簡便な手法であり、適切な研修を受けた自助グループの職員等を含む幅広い者が、参加者への知識の付与や指導といった役割を担うことが可能であると考えられ、また、同時に多数の者を対象とすることも可能である。

また、一般に、一度アルコール依存症にまで症状が進行した場合には、同様の知識の付与や指導を行ったとしても同じような効果は見込まれず、ハイリスク飲酒者へのプリーフインターベンションは、アルコール依存症者に対する治療と比較して、費用対効果の高い取組であると考えられる。

上記を踏まえ、アルコール依存症者への対応とは異なり、ハイリスク飲酒者への対応としては、専門医療機関、専門相談機関における対応にとらわれることなく、個人や企業におけるプリーフインターベンションの活用を促進することが適当であると考えられる。さらに、飲酒運転違反者に対する指導等における活用も効果的であると考えられる。

なお、民間による教育の取り組みも行われていることから、こうした取り組みを把握し、活用することも考えられる。

(2) アルコール・インターロック装置について

アルコール・インターロック装置に関しては、装置を6ヶ月間装着した者について、サンプル数が限られていることを考慮する必要があるものの、装置を取り外して6ヶ月経過した後であっても多量飲酒回数が減少する傾向が見られた。また、参加者へのアンケート結果より、自覚しない飲酒運転の防止等により一定程度の飲酒運転の抑止効果が期待される。

一方で、参加者へのアンケート結果より、現状のアルコール・インターロック装置を前提とした場合には、バイパススイッチが必要不可欠となると考えられ、この使用の適正な管理が求められることとなる。また、呼気の吹き込みや測定までの待ち時間等の装置の使用に係る負担が大きいこと、装置の信頼性が十分に確認されていないものがあること、装置が使用者の想定する額と比較して高価であることが明らかになるとともに、成りすまし等の不正な使用の可能性も指摘されている。

欧米において、違反者のアルコール・インターロック装置の装着率が低いとの報告⁽⁴⁶⁾もあり、違反者に対して使用される場合にはバイパススイッチが装着されないとの相違はあるものの、使用者の受容性が高い装置とはなっていないものと考えられる。

アルコール・インターロック装置に関して上記のような課題が存在することが明らかになったことから、現段階の装置を前提とした場合、強制的に装着させるような活用方策ではなく、個人又は企業への普及を図り、自主的な活用を促進することが適当であると考えられる。

個人、企業への普及を図るにあたっては、市場に供給される装置の信頼性の向上に加え、アルコール・インターロック装置に関する技術の進展により、使用者の負担が軽減され、装置の低価格化、成りすまし等の不正な使用の予防を実現することが期待される。

なお、こうした技術の進展等の結果により、義務的な使用等の様々な形態でアルコール・インターロック装置の活用を図ることが考えられ、技術の進展の状況を踏まえ、形態毎に活用方策を検討することが考えられる。

(3) アルコール・インターロック装置とプリーフインターベンションの併用について

「(1)」及び「(2)」を満たす場合に併用することが考えられる。その際、プリーフインターベンションにおいて、その実施者が、アルコール・インターロック装置に関する情報提供を行うことも考えられる。

第5節 アルコールに関する正しい知識を広めるための効率的な方法

アルコールに関する正しい知識の不足に起因して飲酒運転が行われるケースもあり、飲酒運転を根絶するためには、こうした知識の普及・啓発を図ることも必要不可欠であると考えられる。また、アルコールに関する知識の普及・啓発を効果的に行うためには、狙うべき対象、広め方が重要であり、狙うべき対象及び広め方については、以下のように整理される。

(狙うべき対象及び内容)

狙うべき対象者 (飲酒運転の実施の有無を問わない)	対象者が含まれる群	普及・啓発の内容	広め方
アルコールに関する以下のような知識が不足している者 ・アルコールが身体に及ぼす影響、ハイリスク飲酒、アルコール依存症に関する知識 ・アルコールが運転技能に及ぼす影響に関する知識 ・アルコールの分解に要する時間に関する知識	アルコール依存症者 ハイリスク飲酒者 ローリスク飲酒者 子ども	・アルコールが身体に及ぼす影響、ハイリスク飲酒、アルコール依存症に関する正しい知識 ・アルコールが運転技能に及ぼす影響に関する正しい知識 ・アルコールの分解に要する時間に関する正しい知識	・マスメディア、ポスター、ホームページ等を通じた幅広い対象に向けた広報 ・飲酒運転違反者に対する指導や矯正・保護観察等の機会を捉えた知識の普及・啓発、情報提供 ・事業者による職員管理の一環としての啓発、情報提供 ・(子どもに対して)学校における教育
アルコール依存症のうち、適切な治療を受けていない者	アルコール依存症者	・アルコール依存症についての正しい知識 ・専門医療機関、専門相談機関、断酒会等の自助グループについての情報	
ハイリスク飲酒者のうち、減酒に取り組んでいない又は取り組んでいるが成果が出ていない者	ハイリスク飲酒者	・ハイリスク飲酒についての正しい知識 ・専門相談機関についての情報 ・ブリーフインターベンションやアルコール・インターロック等、減酒の達成を支援するツールに関する情報 ・ハイリスク飲酒者を判別する方法に関する情報	

(46) A. Clayton, et al.: Road Safety Research Report No.89, A Review of International evidence on the Use of Alcohol Ignition Interlocks in Drink-Drive Offences(2008)

第6節 総合的な常習飲酒運転者対策の方向性について

これまでの検討を踏まえ、アルコール依存症者、ハイリスク飲酒者、ローリスク飲酒者等の飲酒に係る問題の程度に応じて、それぞれ以下のような対策が効果的であると考えられる。

(対象によらない対策)

- ・アルコールが身体に及ぼす影響、ハイリスク飲酒、アルコール依存症についての正しい知識の普及
- ・アルコールが運転技能に及ぼす影響や分解に要する時間に関する正しい知識の普及

(アルコール依存症者対策)

- ・専門医療機関における適切な治療、専門相談機関、断酒会等の自助グループへの参加を通じた断酒への取り組みの実施
- ・アルコール依存症についての正しい知識の普及
- ・アルコールに関する専門医療機関、専門相談機関、断酒会等の自助グループについての情報提供
- ・(飲酒運転により検挙された者に対する)飲酒運転違反者に対する指導や矯正・保護観察等の機会を捉えた知識の普及・啓発、情報提供
- ・個人における飲酒運転を物理的に防止する手段としてのアルコール・インターロック装置の自主的な活用

(ハイリスク飲酒者対策)

- ・事業者による職員管理の一環としてのブリーフインターベンションやアルコール・インターロック装置の自主的な活用
- ・個人における自己管理のためのブリーフインターベンションやアルコール・インターロック装置の自主的な活用
- ・ハイリスク飲酒についての正しい知識の普及
- ・減酒の達成を支援するブリーフインターベンションやアルコール・インターロック装置に関する情報提供
- ・ハイリスク飲酒者を判別する方法に関する情報提供
- ・アルコールに関する専門相談機関についての情報提供
- ・(飲酒運転により検挙された者に対する)飲酒運転違反者に対する指導等の機会におけるブリーフインターベンションの活用
- ・(飲酒運転により検挙された者に対する)飲酒運転違反者に対する指導や矯正・保護観察等の機会を捉えた知識の普及・啓発、情報提供